

令和5年11月14日
地域行政部
地域行政課

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

1 改正主旨

玉川区民会館別館（上用賀アートホール）の運営形態の変更に伴い、使用料から利用料金制へ変更する必要があるため、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例を令和5年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

玉川区民会館別館の運営形態を、業務委託から指定管理に変更することに伴い、使用料から利用料金制へ変更する。

3 改正理由

玉川区民会館別館については、指定管理者による運営を行っているもののコロナ禍以前から利用率が30%台後半で推移していた。

利用率向上に向け、本年3月に実施した施設のあり方検討に関する意見交換や青少年層を対象としたアンケートを踏まえ、見直しを図ることとしたため、令和6年4月から1年間は業務委託により施設を管理するものとし、令和5年第二回区議会定例会にて本条例を改正し、利用料金制を使用料に変更した経緯がある。

令和7年4月から指定管理による運営に戻すものとし、指定管理者の選定、指定管理の準備期間等を確保するため、今回提案するものである。

4 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

5 施行予定日

令和7年4月1日

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月 第4回区議会定例会（条例改正提案）

令和6年 3月 指定管理者選定委員会（指定管理者の選定方法）

4月 区民生活常任委員会（指定管理者選定方法の報告）

指定管理者候補者の募集開始

9月 区民生活常任委員会（指定管理者候補者の選定報告）

第3回定例会提案（指定管理者の指定）

令和7年 4月 指定管理者による管理の開始

【参考】

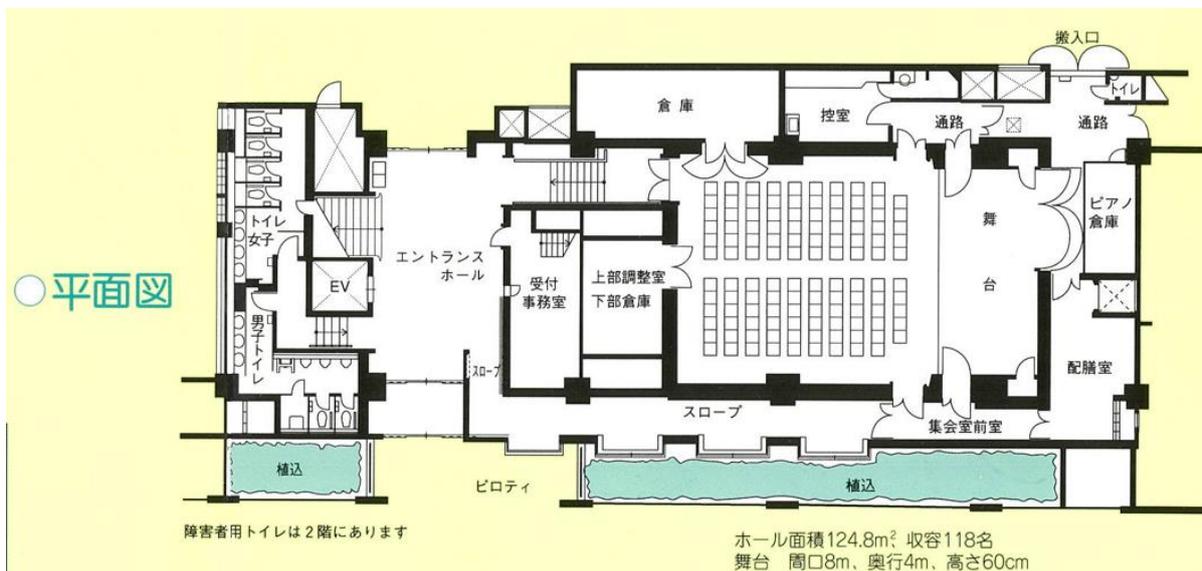
1 位置図



2 建物外観・内観



3 平面図



世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月 1 日条例第48号</p>	<p>○世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月 1 日条例第48号</p>
<p>中略 (使用料)</p>	<p>中略 (使用料)</p>
<p>第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館、<u>世田谷区立玉川区民会館別館</u>及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>中略 (利用料金の納付等)</p>	<p>中略 (利用料金の納付等)</p>
<p>第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、<u>世田谷区立玉川区民会館別館</u>及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>	<p>第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>

改正後										改正前									
別表第3（第12条関係）										別表第3（第12条関係）									
名称	種別	午前		午後		夜間		全日		名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで				午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日			平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区	ホール	55,000円	65,950円	82,650円	99,070円	137,660円	165,160円	220,320円	264,240円	世田谷区	ホール	55,000円	65,950円	82,650円	99,070円	137,660円	165,160円	220,320円	264,240円
立世田谷区	集会室A	6,760円	8,110円	10,170円	12,170円	16,940円	20,300円	27,110円	32,470円	立世田谷区	集会室A	6,760円	8,110円	10,170円	12,170円	16,940円	20,300円	27,110円	32,470円
民会館	集会室B	3,990円	4,790円	6,010円	7,190円	10,000円	11,990円	16,010円	19,180円	民会館	集会室B	3,990円	4,790円	6,010円	7,190円	10,000円	11,990円	16,010円	19,180円
	練習室A	3,200円	3,840円	4,820円	5,760円	8,020円	9,610円	12,840円	15,370円		練習室A	3,200円	3,840円	4,820円	5,760円	8,020円	9,610円	12,840円	15,370円
	練習室B	1,880円	2,260円	2,830円	3,390円	4,720円	5,650円	7,550円	9,040円		練習室B	1,880円	2,260円	2,830円	3,390円	4,720円	5,650円	7,550円	9,040円
										<u>世田谷区立玉川区民会館別館</u>	集会室	<u>7,150円</u>	<u>8,580円</u>	<u>10,720円</u>	<u>12,870円</u>	<u>17,870円</u>	<u>21,450円</u>	<u>28,600円</u>	<u>34,320円</u>

改正後											改正前										
世田 谷区 立 烏山 区民 会館	ホー ル	27,85 0円	33,39 0円	41,840 円	50,160 円	69,690 円	83,550 円	111,540 円	133,710 円												
	集会 室	6,600 円	7,920 円	10,030 円	12,010 円	16,630 円	19,930 円	26,660 円	31,940 円												
世田 谷区 立 烏山 区民 会館	ホー ル	27,85 0円	33,39 0円	41,840 円	50,160 円	69,690 円	83,550 円	111,540 円	133,710 円												
	集会 室	6,600 円	7,920 円	10,030 円	12,010 円	16,630 円	19,930 円	26,660 円	31,940 円												

別表第4の2（第20条関係）

名 称	種 別	午前		午後		夜間		全日					
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで（備 考第1号 の規定に より使用 時間の単 位を定め た施設 は、正午 から午後 5時30分 まで）	午後5時 30分から 午後10時 まで	午後5時 30分から 午後11時 まで	午前9時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 11時まで	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び		
		平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び

別表第4の2（第20条関係）

名 称	種 別	午前		午後		夜間		全日					
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで（備 考第1号 の規定に より使用 時間の単 位を定め た施設 は、正午 から午後 5時30分 まで）	午後5時 30分から 午後10時 まで	午後5時 30分から 午後11時 まで	午前9時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 11時まで	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び		
		平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び	平日	日曜 日、 土曜 日及 び

改正後											改正前														
			び休日				び休日																		
世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室	9,290円	11,040円	14,060円	16,790円	23,380円	27,910円	27,930円	33,360円	37,440円	44,780円	41,950円	50,150円	9,290円	11,040円	14,060円	16,790円	23,380円	27,910円	27,930円	33,360円	37,440円	44,780円	41,950円	50,150円
	第2集会室	3,530円	4,190円	5,340円	6,370円	8,870円	10,620円	10,590円	12,610円	14,210円	16,910円	15,930円	19,030円	3,530円	4,190円	5,340円	6,370円	8,870円	10,620円	10,590円	12,610円	14,210円	16,910円	15,930円	19,030円
	第3集会室	2,920円	3,470円	4,420円	5,280円	7,350円	8,800円	8,770円	10,410円	11,710円	14,010円	13,110円	15,760円	2,920円	3,470円	4,420円	5,280円	7,350円	8,800円	8,770円	10,410円	11,710円	14,010円	13,110円	15,760円
	第4集会室	4,090円	4,860円	6,190円	7,400円	10,310円	12,310円	12,210円	14,710円	16,410円	19,710円	18,420円	22,100円	4,090円	4,860円	6,190円	7,400円	10,310円	12,310円	12,210円	14,710円	16,410円	19,710円	18,420円	22,100円
世田谷区立北	ホール	プロセニウム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合																							
		30,170円	36,70円	45,30円	54,37円	75,50円	90,510円			120,830円	144,850円			30,170円	36,70円	45,30円	54,37円	75,50円	90,510円			120,830円	144,850円		

改正後												改正前												
世田谷区民会館	円											円												
	通常舞台以外の舞台を設定する場合											通常舞台以外の舞台を設定する場合												
	39,180	46,900	58,910	70,640	98,090	117,540			157,010	188,180			39,180	46,900	58,910	70,640	98,090	117,540			157,010	188,180		
第1集会室	3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580			12,870	15,300			3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580			12,870	15,300		
第2集会室	3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580			12,870	15,300			3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580			12,870	15,300		
第3集会室	3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580			12,870	15,300			3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580			12,870	15,300		
第4集会室	7,150	8,580	10,810	13,010	18,010	21,590			28,880	34,600			7,150	8,580	10,810	13,010	18,010	21,590			28,880	34,600		
世田谷区民会館	9,000	10,720	13,580	16,320	22,590	27,020			36,170	43,320			9,000	10,720	13,580	16,320	22,590	27,020			36,170	43,320		

改正後											改正前																
	第4集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円				第4集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第5集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円				第5集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	世田谷区立玉川区民会館別館集会室	7,150円	18,580円	10,720円	12,870円	17,870円	21,840円			28,600円	34,320円																
	世田谷区立集会	30,170円	36,170円	45,330円	54,370円	75,590円	90,510円			120,830円	144,850円				世田谷区立集会	30,170円	36,170円	45,330円	54,370円	75,590円	90,510円			120,830円	144,850円		
		2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円					2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円		

改正後													改正前												
砧 区 民 会 館	室 A	円											室 A												
	集 会 室 B	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円						集 会 室 B	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円						
	集 会 室 C	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円						集 会 室 C	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円						
	集 会 室 D	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円						集 会 室 D	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円						
	集 会 室 E	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円						集 会 室 E	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第6条に規定する指定管理者が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例

改正後	改正前
<p><u>第9条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。</u></p> <p><u>3 改正前の第12条第1項及び第2項の規定により徴収された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第20条第1項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。</u></p>	